



『台湾国際博覧会 デンドロビウム部門金賞受賞作 （作品名：Golden Rain）』
（撮影：代表取締役会長 大場和子）

鮮やかな黄金色の花が降りしきる雨のように密集して咲いている姿が非常に美しいこの蘭は、台湾で開催された「台湾国際蘭博覧会」のデンドロビウム部門の受賞作です。1万品種以上あると言われる蘭ですが、胡蝶蘭（ファレノプシス）が有名です。ファレノプシスはギリシャ語で「蛾のような」を意味するそうです。「幸福が飛んでくる」という花言葉のとおり、お祝いの贈り物として重宝されています。この写真のデンドロビウムも蘭の一種で、たくさんの花を密集させて咲かせる姿が華やかで美しいのが特徴です。花言葉は「華やかな魅力」です。

先日あるセミナーで、接客、営業、プレゼン、社内や友人、家族とのコミュニケーションなど様々な場面で「外見を整える（きれいにする）」ことの重要性を聞きました。場面に適した服装やメイクなどだけでなく、相手を思いやる笑顔などの所作も大事だそうです。腕や足を組むなどの仕草は相手にいい印象を与えないそうで、気をつけたいものです。

（代表取締役社長 大場 恵史）

トピックス①

〔台湾研修について〕

今年3月10日～13日の日程で、当社の大場和子会長とともに、「三河日華親善協会」の現地視察で台湾を訪問しました。この協会は、台湾との友好親善活動を目的とし活動しており、東三河を拠点とした政財界のメンバーからなります。今回の視察は、この地域への台湾の半導体工場を誘致する機運を高めるために、台湾の経済団体との交流を最大のイベントとしました。その他、関連工場を視察したりしましたので、今回ご紹介します。

<3月10日>

セントレア発午後便で台北に渡り、新幹線で2時間弱位かけて台南まで移動しました。台湾の新幹線は日本にそっくりでした。ホテルに着いたのは夜中12時をまわったころでした。

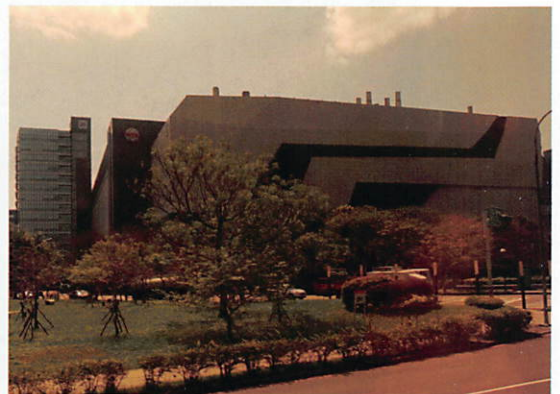
<3月11日>

午前中に台南市近くのクローン社を訪問しました。この会社は台湾でトップシェアのバイオ関連企業で、年間700万株もの様々な種類の蘭を生産しています。もともとは日本をマーケットに主に胡蝶蘭を事業の中心としていましたが、現在は欧米、ブラジル、ベトナムなどにも販路を拡大しています。台湾は世界の胡蝶蘭の3分の1を生産しています。日本の輸入する胡蝶蘭も8割は台湾産です。社長さんはバイオエンジニアで、国によって好まれる花の色や形が異なるため、品種改良により600種も開発・生産しているそうです。

午後はクローン社の技術者のアテンドで台湾国際蘭博覧会を見学しました。表紙の写真はそこで撮影したものです。

<3月12日>

午前中にバスで台北近くまで戻り、新竹サイエンスパークを視察しました。この工業地区には熊本市に進出したことで話題になったTSMCなどの半導体関連の超一流企業の開発・生産拠点が集積しています。そこには、TSMCの巨大なビルが30～40個あり、スーパーやホテル、スターバックスなどもありました。日本はこの分野では世界にすっかり遅れてしまっていることを実感しました。



【TSMCの本社ビル群】

午後は、スズキのオートバイの現地製造を担う台鈴工業の工場見学をしました。溶接などを含む製造ラインをみましたが、作業環境測定などの労働衛生の分野では日本の方が進んでいる印象を受けました。

夕方からは「中華民国東亜経済協会」（日本の経団連に相当する台湾最大の経済団体）との講演会・交流会です。上智大卒の黄理事長の講演は全て日本語でした。TSMCの時価総額は世界11位であり、AIの普及などにより半導体需要はさらに高まっており、熊本のように日本企業との協業でビジネスチャンスは広がるとのことでした。日本側には豊橋技術科学大学で半導体人材の育成をしている高橋教授が、台湾での人材育成の課題について質問をしました。その後は、台北の夜景を一望できる歴史あるホテルの最上階での素敵な晩餐会で、黄理事長、台北の大学教授、経済協会の主要メンバーの方々と交流を深めました。



【晩餐会の様子】

（代表取締役社長 大場 恵史）

（左から私・黄理事長・弊社会長）

【自律的な管理の時代へ — 確認測定】

労働安全衛生法が改正に伴い、化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達が強化され、各事業者それぞれが伝達された情報に基づいてリスクアセスメントを実施し、従業員が暴露する濃度が、国が定める基準を超えないようにすることが義務付けられました。

○事業場内で取り扱う化学物質の把握

例えば、化学物質を使ったこんな作業をしていませんか？

- ・化学物質の合成・調合・混合 ・染色 ・印刷 ・実験
- ・化学物質を用いた洗浄 ・化学物質の計量、充填
- ・塗装/塗膜の剥離 ・製品の組み立て/分解 ・溶接、はんだ付け 等々

これらの作業で取り扱っている化学物質を確認する必要があります。

製品のSDS(安全データシート)があるものは、そこに記載されている成分情報から、SDSの内容が不十分であれば、製品提供元に含有成分の情報を問い合わせましょう。ここでリストアップした取り扱い物質がリスクアセスメント対象物か確認します。

化学物質のCAS登録番号が分かっている場合は、その番号から簡易検索を行うことができます。それ以外にも、「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧」データから該当する物質があるか確認できます。

○化学物質取り扱い体制の整備

①化学物質管理者

必要に応じて、化学物質管理者の選任が求められます。選任が必要な事業場は、

リスクアセスメント対象物を製造、取り扱いまたは譲渡提供する事業場

かつ、

一般消費者の生活用に提供される製品のみを取り扱う事業場ではない

となります。また、リスクアセスメント対象物を製造する事業場かそれ以外かで選任の資格要件が異なるので、注意が必要です。

②保護具着用管理責任者

化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任することが必要です。

保護具着用管理責任者は、教育カリキュラムを修了した者など、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者から選任する必要があります。

(営業課 主任技術員 小田)

【水道における水質基準等の見直しについて】

水道水中におけるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）については、当時の厚生労働省が平成21年に要検討項目として位置づけました。令和元年度には、各国・各機関において飲料水の目標値の設定に関する動きがあり、知見が蓄積しつつあることや、我が国における水道水からの検出状況などを踏まえ、PFOS及びPFOAを水質管理目標設定項目に位置づけることとし、PFOS及びPFOAの合計値として暫定目標値 50 ng/L を、令和2年4月1日に施行しました。その後、水道水におけるPFOS及びPFOAの暫定目標値の見直しについて検討が行われ、水道により供給される水が適合すべき水質基準に、PFOS及びPFOAを追加することが決定し、当該基準値については、PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/L（50ng/L）以下とすることが決定されました。PFOS・PFOAに係る改正は令和8年4月1日より施行されます。

PFOS・PFOA とは？

「有機フッ素化合物（PFAS）」の一種です

- 2000年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用されました。私たちの身の回りの製品を作る際にも使われていました。
- 2009年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。
- 日本国内でも、新たに作られることは原則ありませんが、分解されにくい性質があるため、今も環境中に残っています。

正式名称と主な用途

PFOS	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (Perfluorooctane sulfonic acid)	主な用途	メッキ処理剤、消防火薬剤 など
PFOA	ペルフルオロオクタン酸 (Perfluorooctanoic acid)	主な用途	撥水剤、界面活性剤 など

- ✓ 環境省や自治体が、河川等のPFOS・PFOA濃度を測定・公表しています
※ 2009年より測定も実施
- ✓ 測定結果によると、環境中のPFOS・PFOAは、少しずつ減っています

- 環境省では、2020年に水道水や環境中の水の目標値を定め、飲み水からの摂取を防ぐ取組を進めています
- 2024年6月には、食品安全委員会が健康影響について包括的に評価を行い、その結果を公表しました
- これを踏まえつつ、環境省では、安全・安心のための取組を引き続き進めます

詳しい情報・最新の情報は [環境省 PFAS](#) で検索し、環境省HPをご覧ください

お住まいの地域の状況は、お住まいの都道府県等の水環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください

【水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について】

令和4年4月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」について、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直しがされました。こうした環境基準の見直し状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準を定めている省令の改正が行われました。排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の改正別表第2に掲げる「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を800 CFU（コロニー形成単位）/mLに改めることとした。大腸菌数に係る改正は令和7年4月1日より施行されました。

大腸菌群

大腸菌

（食と環境試験課 藤田）

Escherichia 属 → *E. coli*

Citrobacter 属

Klebsiella 属

Enterobacter 属

Proteus 属

株式会社 東海分析化学研究所

本社 蒲郡研究所

〒443-0021 愛知県蒲郡市三谷町竹沢25-1
TEL.0533(65)3571 FAX.0533(65)3574
Mail: bunseki@tb-labo.co.jp
http://www.tb-labo.co.jp